

報告 環境教育教材としての環境倫理質問票に対する大学生の反応

榎本 博明
名城大学教職課程部

Response of University Students to the Environmental Ethics Questionnaire as a Teaching Material of Environmental Education.

Hiroaki ENOMOTO

Department of Teacher Education, Meijo University
(受付日 1996年4月10日・受理日 1996年8月28日)

1. 問題

地球規模で深刻化しつつある環境問題への対応として、技術面および政策面においてさまざまな取り組みがなされ、それぞれに効果を上げてきている。しかし、今日の環境汚染・破壊の問題においては、かつての公害問題の場合とは異なり、一般の人々の日常的な生活スタイルおよび生活意識がその一因をなしている。そこで、主として企業等の活動を念頭においた技術面・政策面の対応と並んで、一般市民の環境問題に関する意識の高揚や日々の生活スタイル・生活意識の変革を目的とした環境教育的働きかけの重要性が高まってきているのである。

そのような流れの中で、環境問題に関する実用的な情報の普及や自然体験の促進、あるいはリサイクルやナショナルトラストといった住民運動の推進などの環境教育的働きかけが行われているが、未だ試行錯誤の段階といえる。ましてや環境教育に関する原理的な研究は緒についたばかりと云ってよいであろう。筆者は、環境教育の重要性が浮上してきた内外の背景および今後の環境教育の課題を整理するとともに⁽¹⁾、環境問題関連知識と日々の行動との関係⁽²⁾⁽³⁾、環境問題関連知識に対する人々の心理的態度⁽⁴⁾、人々の自然体験およびそれと自然イメージの関係⁽⁵⁾、人々の環境価値観⁽⁶⁾など、環境および環境問題に関する知識・意識・行動等についての実態把握を主な目的

とする実証的研究を進めてきた。

ただし、環境問題には小手先の技術論だけでは解決することの難しい思想問題としての根があることに留意すべきであり、環境教育研究においても思想面の問題をおろそかにすることはできない。たとえば、より良い環境の形成をめざすとして、何をよしとするかの根底にある価値観の洗い出しなくしては、意見や立場を異にする者同士の対話は成り立たないし、合意形成もあり得ない。このような観点により、筆者は人々の日常的な意識や行動に知らずしらずのうちに影響を及ぼしている自然観・環境観に関する研究に取り組んでいる。

筆者がおのずから信仰と名づける日本的自然観⁽⁷⁾にみられる対自然態度と欧米流の自然保護思想の不適合について検討した論考において、わが国において有効と考えられる自然保護思想に向けての環境教育のあり方として、2つの方向性が浮かび上がってきた⁽⁸⁾。ひとつは、自然の搾取的な支配から自然の合理的な管理へという欧米的な環境保護にほぼ対応するものである。すなわち、高度な科学技術を自然に対して行使している現在、自然に任せておけば万事がうまくいくといった自然に対する信頼と依存の態度は通用しないこと、科学技術の背後には人間の自然支配の思想が潜んでいることを十分認識し、自然を回復不可能なほどに傷つけないよう技術力を自覚的にコントロールしつつ用いるように導くという方向である。他のひとつは、現在進行しつつある環境問題を外的

世界の出来事とするのではなく、自分自身の内的な問題として受けとめ、自らの心のありようを問うように導くという方向である。すなわち、主体性がないとして批判されがちな日本的な自己のあり方を、自と他の狭量な区別を超えた無限の広がりをもった意識構造としてとらえ直し、それを自然との共生の意識形成に生かそうというものである。

このような思想面からアプローチする環境教育的働きかけのあり方を検討するにあたって、無視することができないのが環境倫理観の問題である。筆者は、主として大学生を対象とした環境教育教材の作成を試みているが、環境倫理観に関しても、気軽に答えられる意識調査でありながら環境教育的な意味もあるような質問票（試案の段階）を考案している。その質問票では、日頃無自覚なままに抱いており日々の行動がそれによって規定されている自らの環境倫理観に気づかせること、またさまざまな視点を提示して日頃あたりまえのこととして受け入れている考えを揺さぶることでより複眼的な見方に導くことを目的としている。

本稿は、その環境倫理観に関する質問票を用いた意識調査の報告を目的としている。さまざまな環境倫理観を提示し、それぞれの是非について熟考すること自体が環境教育的な意味をもつものとして用いている質問票であるが、ここではそれに対する回答をもとに、大学生の抱く環境倫理観の実態を検討することにした。

2. 方法

質問紙調査法により、環境倫理観の検討を行った。

質問票は、90項目の環境倫理観をあらわす意見の記述文で構成されている。

被験者は、大学生264名（男子141名、女子123名；主として農学部、理工学部、文学部の1年生）であった。

3. 結果と考察

各項目で述べられている意見に対して、「賛成」「やや賛成」「どちらともいえない」「やや反対」「反対」の5段階で答えさせたが、「賛成」と

「やや賛成」を合わせて「賛成群」、「反対」と「やや反対」を合わせて「反対群」とし、各項目に対するそれぞれの比率を示したのが表1である。

まず自然の生存権に関する論点であるが⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾⁽¹²⁾⁽¹³⁾、人間の生存権を他の生物のそれよりも優先させるということに関しては、項目9、10、11にみるように、5割前後の者が賛成しており、反対は2～3割程度となっている。ただし、項目1のように、人間が他の生物の「生存権を侵害する」のはごく自然なことだと強い言い方を用いると、反対が5割となって賛成の3割を大きく上回ってくる。

人間以外の存在物の生存権に対する見方を個別に検討していくと、項目2、3、23にみるように、動物、植物、土・水・鉱物などの無生物とも、その生存権を認めることに賛成の者は10パーセント台に止まり、5～6割が反対である。ただし、項目4のように、植物との対比を持ち出すと、動物の生存権を認めることに賛成する者が7割に激増する。また、項目5のように、生物との間の不平等的扱いをほのめかすと、大地や鉱物などの無生物にも生存権を認めるという主張に賛成する者が3割に達する。

人間が他の生物の生存権を侵害することに関して、生命に不可欠の必要を満たすためなら許されるとするか、趣味としての要求を満たすための侵害も許されるとするかをみると、項目13～15にみるように、半数から3分の2の者が生理的欲求を満たすためだけでなく趣味のための侵害も認める立場をとっている。

自然を保護すべきなのは結局人間のためであるのか（人間中心主義あるいは利用価値理論）、それとも自然そのもののもつ価値のためなのか（生態系中心主義、内在的価値実在論あるいは環境固有価値理論）といった論点に関しては⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾、自然の保護は結局は人間のためのものであるということ露骨に主張すると、賛成する者は2～3割程度で6割前後が反対を表明するが（項目25、27）、少し和らげた言い方を用いると、逆に多くの者が賛成に回る。すなわち、自然保護といって守るべきは原生自然でなく人間

にとって居心地の良い自然、人間にとって価値ある自然、人間の生存にとって都合の良い自然であるとの主張には、項目29, 30, 32, 38にみるように、反対する者は2割程度であり、5割が賛成している。自然環境を人間にとって都合の良いように変えるのは自然を超越し文化を創造する存在として当然の行為であってそれを糾弾すべきではないとの主張（項目43）には6割が賛成を表明している。また、自然淘汰の長い歴史の中で無数の種が減びているのであり生物種の減少などと大騒ぎする必要はないとの主張（項目7）には8割が賛成の立場をとっている。

自然保護は結局は人間の生存にとって好ましい環境の保護を意味するとする上述の立場に対して、自然保護は人間の利用価値に関わりなく自然そのものの価値や生存のため、地球環境そのものために行うべきであるとの立場もある。項目26, 28, 31, 37にみるように、後者の立場に賛成する者は1割あるいはそれ以下であり、8割が反対を表明している。

つぎに、科学技術の背後にある自然を支配しよう、管理しようという思想の是非をめぐる論点についてみていこう⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾⁽²¹⁾⁽²²⁾⁽²³⁾。自然破壊に対する科学技術の責任に関しては、項目40および項目53にみるように、責任は問われるべきとする者は15パーセント程度にすぎず、5割がべつに責められるべきことではないとしている。

深刻な自然破壊をもたらしたのは科学技術であるから環境問題の解決を科学技術に期待するのは無理があるとみるか、これまで人間が生存環境の危機を乗り越えてきたのには科学技術の力が大であり現在の環境問題の解決もさらなる科学技術の発展に期待すべきであるとみるかは、項目46および項目47にみるように、賛成・反対がそれぞれ3割ずつないし4割ずつというように拮抗している。

人間が自然を改変する強力な技術力を獲得したからには人間が自然を管理するという意識が必要であるとする見方には5割近くが賛成であり（項目54）、人工を嫌う日本的美意識がその意味では自然保護の妨げになるとの見方にも4割が賛成している（項目60）。人間が自然を管理する、支配

するということと科学技術を結びつけてみても、項目41, 48, 49, 51, 55にみるように、科学技術により自然を支配しよう、人工的に変えていこうとする態度を見直すべきとする主張に賛成する者は1割程度にすぎず、7～8割が反対の立場をとっている。

ディープ・エコロジー思想などにもみられるように、われわれの自己のあり方そのものを問い直すという論点がある⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾。他人との間、さらには自然との間に明確な境界線を引かない日本的な自己のあり方は筆者のとくに注目しているところであるが、これが自然との共生を促進していく上で重要な役割を果たしうるという見方に対しては、賛成する者は1～2割程度であり、4割以上の者は否定的であった（項目67, 68）。4割前後が態度を保留しているの、あまり出会ったことのない意見であったことが推測される。

人間も自然の一部なのだから、あまり人工的な対処を考えなくても、自然の破壊に歯止めをかけるような動きが人々の中にそれこそ自然に起こってくるはずであるという、いわゆる筆者の名づける「おのずから信仰」については、項目58にみるように、4割弱の者がこれを身につけていた。反対の立場をとる者は3分の1であり、態度を保留した者が3割もあるので、おのずから信仰をもつ者がさらに潜在していることが予想される。

自然保護のためには自然のあらゆる現象や存在物に靈魂を感じるようなアニミズムの復活が必要との見方に対しては、反対する者は1割にすぎず、5割が賛成を表明している（項目62）。そのような見方はあまりに非科学的でついていけないという者は25パーセントにすぎず、4割がそんなことはないとの立場をとっている。神秘主義的な方向への傾斜に関しては、ある面では全体主義の台頭が懸念されるが、そうした危険を感じている者は1割程度であった。

環境問題をはじめとする現代文明の綻びへの対応として、近代的な個人のアイデンティティ観の見直しということがあり得ると筆者は考えるが、個人の中に閉じこもらずに自然や宇宙に開かれたアイデンティティの形成が好ましいとの意見には、

項目64, 65, 66にみるように、賛成する者が1割にも満たず、6～7割が反対の立場を表明している。

つぎに、世代間倫理に関する論点であるが(29)(30)(31)、現在の人々は未来の人々の生存に不利のないような環境の維持を配慮する義務があるとの見方に対しては、項目73, 77, 79, 84, 85にみるように、賛成の者はほんの数パーセントにすぎず、8割前後の者が反対の立場をとっている。

同様の観点に関するものであるが、未来の人々の生活条件の予想がつかない現時点では、何が未来の人々の生存を脅かすことになるかがはっきりしないのであるから、未来の人々のためなどと資源や文明の利器の利用を控えるなど快適な生活条件の追求を抑制する必要はないとの見方に7～8割が賛成している(項目74, 75, 76, 78, 83)。未来のことは良くわからなくても、何らかの悪影響が証明されてからでは手遅れということもあるので、未来の人々の不利益となる可能性が少しでもある限りは、それを未然に防ぐべく現在の人々の権利の制限を行うのは当然とする見方をする者は、1割にも満たない。

自由主義をとるか地球全体主義をとるかという論点については(32)(33)(34)(35)、資源も空間も無限ではないのだから、その中で生きる人々の行動を調整すべく全体規正が必要である、個人の自由がある程度制限を受けるのはやむをえないとの意見には、3分の2ないし8割の者が反対であり、賛成する者は1割あるいはそれ以下にすぎない(項目86, 88, 89)。すべての人々が自発的に倫理的行動をとることは期待できないので、何らかの強制力により個人の権利のある程度の拘束が必要であるというようにより具体的な理由を加えても、この見方に対して4分の1が賛成であるが、半数の者が反対の立場をとっている(項目71, 72)。

以上のように、環境倫理に関する質問票を実施した結果、一般生活者の抱く環境倫理観が環境問題に携わる者のそれとはかなり乖離していることが明らかになった。このことは、第1に、近視眼的になりがちな専門家に一般の生活者の立場を再認識させる意味があろう。人々に意識や行動の変

革を求めるなら、納得のいくような説明が必要である。環境問題の解決に向けての合意形成に際して、そのような工夫が最も重要なポイントとなるであろう。第2に、専門家からするとあまりに無理解・無関心と言わざるをえない反応もあり、一般の人々の環境倫理観の未成熟をうかがわせるものであった。したがって、今後、環境教育的な働きかけの一環として環境倫理的視点に目を向けさせることの重要性が再認識された。

さらに、この質問票は記入すること自体に環境教育的効果を期待して用いているものであるが、被験者の感想としては、「似たような意見が少しずつニュアンスを変えて出てくるので、はじめは自信をもって答えていたのに、しだいに自信がなくなってきた」「思いがけない考え方を次々に突きつけられて、自分が持っていたはずの考えがぐらついてきて、よくわからなくなった」といったものが典型的なものとしてみられた。これにより、環境倫理に関わるさまざまな視点を提示し、日頃無自覚なままに前提としている自らの環境倫理観を自覚させたり、それに揺さぶりをかけることので教育効果が示唆された。今後、この環境倫理質問票を環境教育教材の一部に組み込めるよう、さらに工夫を重ねていきたい。

(注) 本論文は、住友財団による1994年度環境研究助成を得て行った研究の成果の一部であることをここに記し、感謝の意を表したい。

表1 環境倫理観に関する質問票の主な項目とそれに対する大学生の反応

	(%)	
	賛成	反対
9. 他の生物よりも人間の生存権を優先させるのは当然である	43	30
11. 遺伝子レベルでみたら、人間と他の動物や植物の間にも連続性があるので、人間の生存権だけが優先されるという発想には疑問を感じる (*)	17	57
10. 人間の生存権を他の生物種より優先するのは、人種差別、民族差別、性差別などと同じくあってはならないことである (*)	23	44
12. 人間と他の生物が同等の生存権をもつという主張には無理がある	23	52
1. 草食動物が植物を食べ、肉食動物が自分より弱い動物を食べるように、人間が動植物の生存権を侵害するのはごく自然なことである	31	47
3. 植物にも生存権を認め、その侵害を防ぐべきである	13	57
2. 人間以外の動物にも人間同様に生存権を認め、その侵害を防ぐべきである	10	63
23. 動物や植物といった生物も土・水・鉱物などの無生物も、すべての存在物は生態系の重要な構成要素であるから、人間と等しい道徳的配慮を受けるべき価値をもつ	16	54
5. 生物だけでなく、大地や鉱物など無生物にも生存権を認め、これを保護すべきである	30	41
4. 動物の生存権を認めるという主張には賛成だが、植物の生存権ということまで考える必要はない (*)	68	9
20. 樹木や昆虫にも権利の侵害に対して訴訟を起こす権利があり、人間がその代理人となるという発想にはついていけない (*)	40	31
21. 企業のように権利を主張する主体となり得ないものにも法人としての権利があり人間がそれを代行するのだから、自然物に訴訟を起こす権利を認め人間がそれを代行するというのを認めてもよい	21	49
8. 動物や植物の生存権の侵害は、それが生態系の安定を崩す場合にのみ制限されるべきである	35	45
6. 個々の動植物の生存権を侵害するのはかまわないが、その種の絶滅の危険がある場合はその生存権は保護されなければならない	20	63
14. 趣味のための他の生物の生存権の侵害は、その種の絶滅に結びつかない限りにおいて認めるべきである	51	24
13. 人間は、生理的欲求以上の欲求を持つ文化的存在であるので、狩猟や装飾など趣味のために他の生物の生存権を侵害するのも、ある程度はやむを得ない	45	34
15. 人間は、生命に不可欠の必要を満たすため以外には、人間以外の生物の生存権を侵してはならない (*)	12	67
16. 動物実験は、動物に苦痛を与えるので許されることではない	31	20
19. 植物や小石などと違って、実験などにより苦痛を感じる事が明らかな動物では、知能の高低に関わらず、その生存権は守られねばならない	14	54
17. 動物よりも人間の生存権が優先されるべきであり、人間の生存に役立つ限りにおいて動物実験は許される (*)	28	39
18. イルカ、クジラなど知能の高い動物の生存権は、いくら人間のためとはいえ侵害すべきではない	27	33
25. 自然の破壊は、人間の住み心地を損なうから悪なのであり、自然の保護は結局は人間のため		

のものである	29	56
27. 自然の保護は、人間にとって快適な生存条件をこの地球上に失わないために必要とされるのである	17	67
32. 自然保護により回復し維持すべきは、人手の加わらない原生自然ではなく、人間にとって居心地の良い自然である	57	14
38. 自然の価値というのは人間が付与するものである以上、自然保護とって保護すべきは、人間にとって価値ある自然である	52	20
30. 自然破壊ということで主として問題となっているのは、人々の生活と密着した関係にある自然なのであるから、自然保護としては原生自然の保存よりも人間が日常的に関わる自然の保全が求められているのである	44	24
29. 人間がたとえ滅びても地球という自然は残るはずであり、自然保護とって守るべきは人間の生存にとって都合の良い自然環境である	49	21
36. 自然保護という場合、どのような自然を保護していくかを決めるのは人間の価値観である	44	31
35. 人間が保護するのである限り、自然保護の目的は、人間にとっての利用価値の向上もしくは持続である	40	30
43. 自然環境を人間にとって都合の良いように変えるのは、自然を超越し文化を創造する存在である人間として当然の行為であり、それを糾弾すべきではない	61	12
7. 自然淘汰の長い歴史の中で無数の種が減びているのであり、生物種の減少などと大騒ぎする必要はない	78	8
26. 自然の保護は、人間にとっての利益と関係なく、自然そのものに価値があるからこそ行うべきなのである	12	74
28. 自然の保護に際しては、人間にとっての利用価値などに左右されず、自然環境そのものを尊重する姿勢が必要である	6	78
31. 自然保護というからには、人間にとっての利用価値いかんに関わらず、自然そのものの生存を支援すべきである	8	80
37. 自然保護は、人間のためでなく自然そのもの、地球環境そのもののために行うべきである	6	83
33. 自然の保護のためには、極力人為を抑えて自然のままに放っておくことが大切である（*）	27	44
34. 自然の生態系を超出した人間という種がある以上、自然の生存のためには、自然のままに任せるのではなく、人為的な管理が必要である	28	42
40. 高度な科学技術を用いて自然を改造するのは、まさに人間的な行為であって、責められるべきことではない（*）	51	15
53. 深刻な自然破壊をもたらしたことにに関して、自然科学および科学技術はその責任を問われなければならない	16	53
47. 深刻な自然破壊をもたらしたのは科学技術なのだから、この問題の解決を科学技術に期待するのは無理がある	42	39
46. これまで人間が生存環境の危機を乗り越えてきたのには科学技術の力が大であり、自然破壊が人間の生存を脅かすようになった今日、その解決はさらなる科学技術の発展に期待すべきである（*）	31	35
50. 自然破壊が深刻化した今日、いよいよ加速化しつつある科学技術の発展には歯止めが必要である	36	29
45. 科学技術による飽くことなき自然の改変が深刻な地球環境問題を生んだのであり、今や人間は科学技術および文化的生活の一部を破棄するくらいの覚悟を求められている	22	45

39. 科学技術の進歩によって人間は過酷な自然条件を克服してきたのであり、自然を人間にとって住み良い環境へと変えるための科学技術の追求は、けっして放棄すべきものではない(*) 10 53
60. 人工を嫌う日本の美意識は、自然環境をうまく管理しようという姿勢につながらないという意味において、自然保護の妨げになる 42 8
54. 人間が自然を改変する強力な技術力を獲得した今日、人間が自然をうまく管理する、操作するという意識が必要である 47 26
52. 人間が自然を管理する、操作するなどというのは傲慢な発想であり、人間は自然の偉大さに対する畏敬の念を回復すべきである 6 78
49. 自然を支配しようという態度が行き過ぎて科学技術による自然破壊が深刻化したのであるから、自然を支配しようという態度を放棄しない限り、豊かな自然の回復は期待できない 16 63
51. 自然には人為を超えた偉大さがあることを認識し、科学技術により自然を支配しようという考えは放棄すべきである 13 67
55. 自然は、人間がそのあるべき姿を描いてその実現に向けて管理するというような、ちっぽけな存在ではない 5 80
48. 人間的な環境を求めての自然の改変がかえって人間の生存を脅かす環境を生み出しているところに現在の環境問題の深刻さがあるのであり、自然を人為的に変えていくという姿勢を見直す必要がある 12 67
41. 人間が自然を支配するという発想は、それが科学技術を生み自然の荒廃をもたらしたという意味において、反省されなければならない 6 83
42. 人間に便利で快適な生活をもたらしてくれた科学技術を、それが自然を支配すべき対象とみなしているからといって攻撃するのはおかしい(*) 22 40
67. 他人と自分との間に明確な境界線を引かない日本的な自己のあり方は、自立していないと否定的にみられがちだが、他人およびあらゆる自然の存在物との共生ということをめざすとき、かえって有利な姿勢といえる 11 42
59. 人工を嫌いありのままを好む日本の美意識は、自然保護にとって強力な推進力となるはずである 20 34
68. 山川草木にもカミを感じたり、あるいはそうした自然と自分を明確に区別しない日本的心性は、自然との共生を促進していくうえで重要な役割を果たしうる 17 46
58. 人間も自然の一部なのだから、あまり人工的な対処を考えなくても、自然の破壊に歯止めをかけるような動きが人々の中に自然に起こってくるはずである 36 33
62. 自然の保護のためには、自然のあらゆる現象や存在物に靈魂を感じるようなアニミズムの復活が必要である 52 13
63. 今さらさまざまな自然現象や自然物にカミを感じるというのは、あまりに非科学的でついていけない(*) 25 41
56. 自然を非神聖化することによって人間による自然の支配が飛躍的に進行したのであるから、自然の保護のためには自然を神聖視する態度の形成を促進すべきである 28 27
61. 自然の神秘はいたるところに見られるので、自然を神聖視する態度を促進することで自然破壊にある程度のブレーキをかけることができる 23 40
69. 自然保護のためとはいえ、神秘主義的な方向への傾斜は、全体主義の台頭を招きやすく危険である(*) 14 41

64. ちっぽけな個人のなかに閉じこもらずに、他人も他の生物や無生物も含めたあらゆる自然の存在物をも自分の一部と感じられるような拡大した自己感覚をもつことが必要である 6 70
65. 自然との共生のためには、個人のアイデンティティでなく自然や宇宙と一体化したアイデンティティの形成をめざすのがよい
66. 個人を超えた拡大された自己感覚をもてば、他人や自然に対する配慮も自己の一部への配慮としてごく自然に行われるはずである 7 60
44. 人間も自然の一部であることは事実なので、自然対人間といったとらえ方をせずに、人間・動物・植物・無機物の間の連続性を踏まえた見方をとるべきである 6 67
57. 科学的知識や科学技術を否定するよりも、むしろ科学的な理解によって自然の豊かさ・神秘さを実感することで自然の価値を尊重し守ろうとする態度を形成することをめざすべきである 3 85
84. 現在の人々は、過去の世代から託された自然環境を損なうことなしに未来の世代に引き継いでいく義務をもつ 6 70
77. 未来のことは正確には予測できないが、少なくとも現在と同様の生存環境を残すのは現在の人々の義務である 8 77
85. 未来の人々は権利の主張をすることができないのだから、現在の人々は一方的に未来の人々の生存に不利のない環境の維持を配慮する義務があると考えべきである。 3 89
79. 現在の人々は、未来の人々の生存を保障するような環境の維持に責任をもつべきである。 5 72
73. 目の前の他人だけでなく、目に見えない未来の他人に対しても、その生存権を侵さない配慮が必要である 3 84
80. 未来の人々の生存可能性を縮小させるような行為は、他者の生存を脅かすという意味において犯罪とみなすべきである 5 84
75. 今とはきっとライフスタイルの異なる未来の人々がほんとうに困るかどうかわからないままに、現在の人々が資源や文明の利器の利用を控えるなど不便な思いをして暮らすことはない 18 36
78. 現在の知識では何が未来の人々の生存を脅かすことになるかがはっきりしないのだから、快適な生活条件の追求を制御する必要はない 72 11
76. 現在の人々が犠牲を払って行ったことが必ず未来の人々のためになるという保障はないのだから、あまり未来の人々のためなどということは考える必要はない 76 6
74. 未来のことはよくわからないのだから、未来の人々のことを配慮して現在の人々の行動を制限するというのはおかしい 81 6
82. 将来どんな害が出るのか不明確なままに現在の人々の権利を制限するのは行き過ぎである 78 8
83. 証明されてからでは手遅れということもあるので、未来の人々の不利益となる可能性が少しでもある限りは、それを未然に防ぐべく現在の人々の権利の制限を行うのは当然である (*) 37 25
81. 未来の状況の予測には不確定要素が強いので、現在の人々の権利の制限には慎重でなければならない 8 70
89. 地球環境が破壊されたら人間の生存はあり得ないのだから、地球環境の保護のためには個人の自由がある程度制限されるのはやむを得ない 11 56
86. 資源をみても空間をみても世界は無限ではないのだから、個人の自由は当然制限を受けることになる 7 80
88. 地球環境という生活空間が有限である以上、その中で生きる人々の行動を調整すべく全体規制が必要である 8 71
90. 地球環境の保護のために全体規制が必要という発想は、何をどう規制するかを決めるのは人間の主観である以上、理不尽な個人の自由の侵害が行われる危険をはらんでいる (*) 11 65

71. 倫理観だけでは、それを自発的に発揮する人以外の行動を拘束できないので、国家間あるいは国や自治体の強制力により個人の権利のある程度の拘束が必要である 26 49
72. すべての人が倫理的に動くということは考えられないので、罰金や報償金など経済力による拘束が必要である 28 53
70. 自然環境の保護を促進する倫理観を内面化するような教育的働きかけを強力に進める必要がある 7 68

(注) 主成分分析により同一因子に属するとみなされた項目ごとにまとめ、1行ずつ空けた。

*印は反転項目(同一因子の他項目と意味的に反対方向のもの)を意味する。

引用文献

- (1) 榎本博明 1993 環境教育のあり方について—環境教育への動きと今後の課題—名城大学教職課程部紀要, 26, 71-80.
- (2) 榎本博明 1994 環境情報としての実践的対処知識の重要性について 環境教育, 3(2), 62-67.
- (3) 榎本博明 1994 環境問題に関する知識と行動の関係について 環境情報科学, 23(1), 55-60.
- (4) 榎本博明 1994 環境問題関連情報への心理的態度—環境教育的視点からの検討—教育情報研究, 10(1), 49-54.
- (5) 榎本博明 1994 自然イメージと自然体験に関する研究—家庭における環境教育の観点から—家族心理学研究, 8(2), 83-93.
- (6) 榎本博明 1994 環境価値観と環境教育 環境情報科学, 23(2), 57-61.
- (7) 榎本博明 1995 日本人の自然観: 自然を客対視できない心性について 環境教育, 4(2), 2-13.
- (8) 榎本博明 1995 日本的自然観と自然保護思想 名城大学教職課程部紀要, 28, 41-56.
- (9) シンガー, P. 1985 戸田清訳 1986 動物の権利 技術と人間
- (10) シンガー, P. 1979 山内友三郎・塚崎智監訳 1991 実践の倫理 昭和堂
- (11) レオポルド, A. 1949 新島義昭訳 1986 野生のうたが聞こえる 森林書房
- (12) ストーン, C. D. 1972 樹木の法廷適格現代思想, 1990-11.
- (13) フェリ, L. 1992 加藤宏幸訳 1994 エコロジーの新秩序 法政大学出版局
- (14) 渡辺啓真 1994 自然環境の価値—非・人間中心主義が意味するもの—加茂直樹・谷本光男編 環境思想を学ぶ人のために 世界思想社, 166-183.
- (15) 浜野研三 1994 内在的価値批判—内在的価値の内在的問題—加茂直樹・谷本光男編 環境思想を学ぶ人のために 世界思想社, 217-232.
- (16) フォックス, W. 1990 星川淳訳 1994 トランスパーソナル・エコロジー—環境主義を超えて—平凡社
- (17) マーチャント, C. 1992 川本隆史・須藤自由児・水谷広訳 1994 ラディカルエコロジー—住みよい世界を求めて—産業図書
- (18) ホワイト, L. Jr. 1968 青木靖三訳 1972 機械と神 みすず書房
- (19) パスモア, J. 1974 間瀬啓允訳 1979 自然に対する人間の責任 岩波書店
- (20) 榎本博明 1995 日本的自然観と自然保護思想 名城大学教職課程部紀要, 28, 41-56.
- (21) 村上陽一郎 1993 文明の矛盾 現代思想, 21(4), 8-15.
- (22) 武宮諦 1985 自然と人為 新・岩波講座

- 哲学5 自然とコスモス, 34-59.
- (23) 藤沢令夫 1993 世界観と哲学の基本問題
岩波書店
- (24) フェリ, L. 前掲書
- (25) フォックス, W. 前掲書
- (26) マーチャント, C. 前掲書
- (27) 榎本博明 1995 日本人の自然観: 自然を客
対視できない心性について 環境教育, 4(2),
2-13.
- (28) 榎本博明 1995 日本的自然観と自然保護思
想 名城大学教職課程部紀要, 28, 41-56.
- (29) シュレーダー=フレチュット, K.S. 1981
丸山徳次訳 1993 テクノロジー・環境・世
代間の公平 シュレーダー=フレチュット編
環境の倫理 上 晃洋書房, 119-145.
- (30) 加藤尚武 1991 環境倫理学のすすめ 丸善
- (31) 谷本光男 1994 環境問題と世代間倫理 加
茂直樹・谷本光男編 環境思想を学ぶ人のた
めに 世界思想社, 199-216.
- (32) シュレーダー=フレチュット, K.S. 1981
浜岡剛訳 1993 「フロンティア (カウボー
イ) 倫理」と「救命ボート倫理」 シュレー
ダー=フレチュット編 環境の倫理 上 晃
洋書房, 54-80.
- (33) シュレーダー=フレチュット, K.S. 1981
伊藤徹訳 1993 宇宙船倫理 シュレーダー
=フレチュット編 環境の倫理 上 晃洋書
房, 81-100.
- (34) セール, M. 1990 及川勲・米山親能訳
1994 自然契約 法政大学出版局
- (35) 加藤尚武 前掲書